

# 高松市認可外保育施設指導監督要綱

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）
- 第 2 章 通常の指導監督（第 7 条－第 17 条）
- 第 3 章 問題を有すると認められる場合の指導監督（第 18 条－第 21 条）
- 第 4 章 事業停止命令及び認可外保育施設閉鎖命令（第 22 条）
- 第 5 章 緊急時の対応（第 23 条－第 24 条）
- 第 6 章 証明書の交付（第 25 条）
- 第 7 章 市民に対する情報の提供（第 26 条）
- 第 8 章 雑則（第 27 条－第 29 条）
- 附則

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 59 条から第 59 条の 2 の 5 までの規定に基づき市が認可外保育施設に対して行う指導監督に関し必要な事項を定めることにより、認可外保育施設に入所している児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

### （用語の定義等）

第 2 条 この要綱において「認可外保育施設」とは、法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（法第 58 条の規定により児童福祉施設又は家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの及び認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）をいう。

2 この要綱において「ベビーホテル」とは、認可外保育施設（法第 6 条の 3

第11項の業務を目的とする施設を除く。)のうち、次の各号に掲げる保育のいずれかを常時運営しているものをいう。ただし、第3号に掲げる保育を実施している認可外保育施設については、市がその保育の実施状況の確認を行った日における同号に掲げる保育に係る児童数が同日において当該認可外保育施設を利用した児童数の2分の1に相当する数以上である場合に限るものとする。

- (1) 午後8時を過ぎて実施する保育(児童の宿泊を伴うものを除く。)
- (2) 児童の宿泊を伴う保育
- (3) 一時預かり保育(入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するものをいう。)

3 在園児に対し、教育課程に係る教育時間の終了後に学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)に規定する幼稚園教育要領(以下「幼稚園教育要領」という。)に基づいて教育活動を実施している幼稚園において法第6条の3第7項に基づく一時預かり事業を実施している場合又は認可外保育施設の届出の対象となる幼稚園併設施設に対する指導監督については、従来、幼稚園所管部局が当該幼稚園に対する指導の一環として行っていたという実態及び経緯に鑑み、幼稚園所管部局と情報交換を行う等の連携を図るものとする。

4 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び各種学校以外の幼児教育を目的とする施設(法第6条の3第11項の業務を目的とする施設を除く。)については、乳幼児が保育されている実態がある場合に限り、認可外保育施設に含まれるものとする。この場合において、乳幼児が保育されている実態があるか否かについては、当該認可外保育施設のプログラムの内容、活動の頻度、サービス提供時間の長さ、対象となる乳幼児の年齢等その運営状況に応じて、判断するものとするが、少なくとも乳幼児が保護者と離れて、当該認可外保育施設に在所する時間又は期間が、次の各号のいずれにも該当する場合は、乳幼児が保育されている実態があるものとして取り扱うものとする。

- (1) 1日当たり4時間以上であること。
- (2) 1週間当たり5日以上であること。

(3) 1年当たり39週間以上であること。

- 5 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設の取扱いについては、保育を必要とする乳幼児の居宅で保育を行う事業形態の特殊性にかんがみ、他の事業類型と比較して、より短時間の預かりサービスも含め、乳幼児が保育されている実態があるものとして取り扱うものとする。

(指導監督の事項及び方法)

第3条 認可外保育施設に対する指導監督は、別表第1に規定する認可外保育施設指導監督基準（以下本則において「指導監督基準」という。）に基づき、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、行うものとする。ただし、法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする認可外保育施設、同条第12項に規定する業務を目的とする認可外保育施設（保育する乳幼児が1日につき5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設であって、市長が別に基準を定めている場合は、指導監督基準の一部を適用しないことができる。

また、指導監督は、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（令和6年3月29日付けこ成保第218号こども家庭庁成育局長通知）に基づき効果的・効率的に行うこととする。

- 2 前項の場合において、市長は、認可外保育施設については、法のほか、消防法（昭和23年法律第186号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの法令の遵守も求められていることに留意するものとする。

- 3 指導監督の方法については、次章から第7章までに定めるところによる。ただし、認可外保育施設の設置者、管理者又は職員（これらの者であった者を含む。）を被告訴人又は被告発人とする告訴又は告発をしたときの公表の取扱いについては、社会福祉法人及び社会福祉施設における非違行為等に係る不利益処分等事務取扱要領（平成14年10月1日施行）第3条に定めるところによる。

(認可外保育施設の把握)

第4条 市長は、法第59条の2第1項の規定による届出のみならず、認可外保育施設の状況を職務上把握し得る消防局、保健所その他の関係機関との連携や地域の児童委員等の協力を得て、その速やかな把握に努める。

2 市長は、認可外保育施設から、子ども・子育て支援法第30条の11第1項に基づく確認の相談等があった場合は、必要に応じて都道府県へ情報提供を行うものとする。

(設置予定者等に対する事前指導)

第5条 市長は、認可外保育施設の設置予定者等から相談を受けた場合その他の認可外保育施設の設置に関する情報を得た場合は、設置予定者等に対し、認可外保育施設開設説明書(様式第1号)により、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明するとともに、法その他の関係法令及び指導監督基準の遵守を求めるものとする。

2 前項の場合において、当該認可外保育施設が法第59条の2第1項に規定する施設(以下「届出対象施設」という。)に該当するときは、高松市児童福祉法施行細則(平成11年高松市規則第23号)第11条第1項の認可外保育施設設置届を提出するよう指導するものとする。

(届出書を提出していない認可外保育施設に対する措置)

第6条 市長は、届出対象施設について、法第59条の2第1項に規定する期間を経過してなおこれらの規定による届出を行っていない認可外保育施設を把握したときは、認可外保育施設設置届出通知書(様式第2号)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により、期限を定めて、届出を行うよう指導するものとする。

## 第2章 通常の指導監督

(通則)

第7条 通常の指導監督は、報告の徴収及び立入調査により行うものとする。

2 指導監督に当たっては、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を明らかにし、関係者の理解及び協力が得られるよう努めなければならない。ただし、保育内容、保育環境等に問題があると認められ、又は推定されるにもかかわ

らず、関係者の理解、協力等が得られない場合には、法に基づき厳正に対処するものとする。

(報告の徴収)

第8条 市長は、少なくとも年1回、全ての認可外保育施設の設置者又は管理者(以下「設置者等」という。)に対し、認可外保育施設運営状況照会書(様式第3号)により、その運営状況の報告を求めるものとする。

2 前項の場合においては、次に掲げる事項について併せて指示するものとする。

- (1) 責任の所在のいかんを問わず、認可外保育施設の管理下において、重大な事故が生じた場合は、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和5年4月1日 こ成安第2号通知)に基づき、直ちに高松市にその旨を通報し、及び教育・保育施設等事故報告書(様式第4号)を提出すること。また、食中毒事案等が生じた場合は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日付け健発0222002号・薬食発第0222001号・雇児発0222001号・社援発第0222002号・老発0222001号通知)に準じて、直ちに高松市にその旨を通報し、及び教育・保育施設等事故報告書(様式第4号)を提出するほか、保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じること。
- (2) 当該認可外保育施設に、24時間かつ週のうちおおむね5日以上入所している児童がいるときは、遅滞なく、認可外保育施設長期滞在児童報告書(様式第5号)を提出すること。
- (3) 届出対象施設について、設置後、届け出た事項のうち、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)第49条の4に定める事項に変更を生じたときは、変更の日から1か月以内に、高松市児童福祉法施行細則第11条第2項の認可外保育施設事業内容等変更届を提出すること。
- (4) 届出対象施設について、当該認可外保育施設を廃止し、又は休止したときは、廃止又は休止の日から1か月以内に、高松市児童福祉法施行細則第11条

廃止

第3項の認可外保育施設 届を提出すること。

休止

- 3 市長は、第1項の規定により報告を求めた場合において、その期限を経過してなお報告がないときは、再び文書により期限を定めて報告を求めるものとする。

(長期滞在児についての報告を受けた場合等の取扱い)

第9条 市長は、前条第2項第2号の規定による報告を受けたとき、又はその報告がない場合において、その事実が判明したとき、若しくはその疑いが強いときは、必要に応じて、児童相談所、児童家庭支援センター、児童委員等の協力を求め、当該児童及びその家庭の状況等について必要な調査を行い、他の施設への入所措置その他必要な福祉の措置を講ずるものとする。

- 2 前項の場合において、市長は前項の措置について保護者の理解が得られないとき等であっても、継続的に必要な助言又は指導を行っていくものとする。

(特別の報告徴収等)

第10条 市長は、運営状況の報告の内容に疑義がある場合、第8条第2項第1号又は第2号の規定による報告はないがその事実が判明し、若しくは強く疑われる場合、利用者から苦情や相談又は事故に関する情報等が寄せられている場合等であって、児童の福祉のため必要があると認めるときは、当該認可外保育施設の設置者等に対し、随時、報告を求めるものとする。

- 2 前項の場合においては、必要に応じて、認可外保育施設への立入調査を実施するものとする。

- 3 市長は、前項の規定による認可外保育施設への立入調査のみによっては運営状況等が十分に把握できないときは、その設置者等の事務所に対して立入調査を実施し、必要な報告を徴収するものとする。

(一般立入調査)

第11条 市長は、届出対象施設について、原則として年1回以上立入調査を行うものとする。また、立入調査を行う場合であっても、前回の立入調査において、適正な運営がされており指導監督基準を満たしていた認可外保育施設については、一部の項目は書面等による確認のみを行うなど、項目を絞って実施することができる。

- (1) 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする認可外保育施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする認可外保育施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）について立入調査が困難である場合においては、立入調査に代えて、当該施設の長又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年1回以上行うこともやむを得ないものとする。ただし、苦情等の内容が深刻であるとき若しくはその件数が多いとき又は研修を長期間受講していない保育従事者が多いときなど、市長が必要と判断する場合には、立入調査を行うものとする。
- (2) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設については、立入調査に代えて、認可外保育施設の設置者若しくは管理者（以下「事業所長」という。）又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年1回以上行うものとする。ただし、苦情等の内容が深刻であるとき若しくはその件数が多いとき又は研修を長期間受講していない保育従事者が多いときなど、市長が必要と判断する場合には、立入調査を行うものとする。
- 2 市長は、届出対象施設以外の認可外保育施設について、でき得る限り届出対象施設に準じて前項の立入調査を行うよう努めるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、長期間経営されている認可外保育施設であって児童の処遇をはじめその運営が優良であるものについては、立入調査は、隔年とする等の取扱いができるものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、ベビーホテルについては、年1回以上の立入調査を行わなければならない。
- 5 市長は、年度途中で新規に把握した認可外保育施設については、第13条第1項に規定する実施計画に基づく調査とは別に、速やかに立入調査を行うよう努めるものとする。ただし、新規に把握された認可外保育施設に優先して立入調査を行うべき認可外保育施設が多数存在している場合その他速やかな立入調査を行うことができない場合は、新規に把握された認可外保育施設に対する立入調査に先立ち、当該認可外保育施設への訪問等を通じて、設置者等に対して、関係法令等の理解を促す等の措置を速やかにとるものとする。
- （特別立入調査）

第12条 市長は、認可外保育施設において、死亡事故等の重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合又は重大な事故が発生する可能性があるとして判断した場合を含む。以下同じ。）又は利用者から苦情又は相談が寄せられている場合等であって、児童の福祉のため必要があると認めるときには、届出対象施設であるか否かにかかわらず、随時、認可外保育施設への立入調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による認可外保育施設への立入調査のみによっては運営状況等が十分に把握できないときは、その設置者等の事務所に対して立入調査を実施し、必要な報告を徴収するものとする。

（一般立入調査の実施計画の策定）

第13条 市長は、第11条に規定する一般立入調査を行うに当たっては、あらかじめ対象の認可外保育施設及び実施の時期を定めた実施計画を作成するものとする。年度途中で新規に把握した施設については、実施計画に基づく調査とは別に、速やかに立入調査を行うよう努めるものとする。

2 前項の実施計画の作成においては、届出対象施設であるか否かにかかわらず、問題を有すると推定される認可外保育施設について重点的に指導ができるよう配慮するとともに、必要に応じて、消防局、保健所その他の関係機関の意見を聴くものとする。

3 前項の問題を有すると推定される認可外保育施設は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 保育従事者数が著しく少ないもの又は有資格者数が著しく少ないもの
- (2) 認可外保育施設が著しく狭いもの
- (3) 連続して改善指導を行っているにもかかわらず、その改善がなされていないもの
- (4) 利用料金が著しく安いもの又は利用者から苦情若しくは相談が寄せられており不適切な処遇がうかがわれるもの
- (5) 管理者や保育従事者が高松市等が開催する研修会等へ参加していないもの
- (6) 通常の報告の徴収の指示に対して報告がないもの又は報告内容が空疎

なもの

(7) 事実発生にかかわらず、第8条第2項各号の規定による報告等を怠っているもの

(8) 設置後の届出義務、設置者の氏名等の揭示義務、利用者に対する書面等（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）の交付義務等法令に定める義務の履行を怠っているもの

（立入調査の指導監督班の編成等）

第14条 立入調査は、関係法令等に係る十分な知識と経験を有する職員複数名で編成された指導監督班が実施するものとし、その職員は、市長がその所属職員のうちから指名する。

2 立入調査に当たっては、防災上、衛生上の問題等があると考えられる認可外保育施設については、必要に応じて消防局、保健所その他の関係機関との意見を聴き、指導を行うものとする。

3 立入調査により指導監督を行う職員は、省令第49条第1項に規定する身分を証明する証票を携帯しなければならない。

（事前通告）

第15条 一般立入調査に当たっては、当該認可外保育施設における帳票等の準備のために、設置者等に対し、その期日を事前通告するものとする。

2 特別立入調査に当たっては、当該認可外保育施設において死亡事故等の重大な事故が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められる場合等は、当該特別立入調査の目的に照らし、必要に応じて、事前通告をせずに実施するものとする。

（保育従事者及び保護者からの聴取等）

第16条 立入調査においては、原則として、設置者等に対して、調査、質問、助言、指導等を口頭により行い、必要に応じて、保育従事者から事情を聴くものとする。

2 認可外保育施設内での虐待や虚偽報告が疑われる場合等については、利用児童の保護者等から事情を聴き、認可外保育施設内での虐待が疑われる場合は、利用児童の様子を確認するものとする。

(立入調査の結果の措置)

第17条 市長は、立入調査により行った指導監督の結果については、指導監督担当職員の所見や現地における状況等に基づき、認可外保育施設の問題点を明らかにした上で、これに対する措置を具体的に決定し、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 死亡事故等の重大な事故が発生した場合は、当該事故の発生前までに実施した指導監督及び当該事故に関連して行った指導監督の結果並びに措置状況等を活用して当該事故に係る検証を行い、検証後の管内の認可外保育施設に対する指導監督については、当該検証の結果を反映して実施するものとする。

第3章 問題を有すると認められる場合の指導監督

(通則)

第18条 市長は、立入調査の結果、指導監督基準に照らして改善を求める必要があると認められる場合は、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令又は認可外保育施設閉鎖命令の措置を通じて改善を図るものとする。特に、改善指導等の措置に当たっては、子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第14条第1項及び同法第58条の8第1項に基づき、市長が実施した特定子ども・子育て支援施設等への指導及び監査における指導内容若しくは指摘事項又は改善状況等を情報共有した上で、効果的に実施するものとする。

(改善指導)

第19条 市長は、立入調査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求める必要があると認める認可外保育施設については、認可外保育施設改善指導通知書(様式第6号)により改善を指導するものとする。

2 前項の通知書は、立入調査実施後おおむね1月以内に発出するものとし、発出した日からおおむね1月以内の期限を定めて、改善した結果の報告を求めるものとする。この場合において、期限までに改善を図ることが困難と認められる事項については、改善計画の提出を求めるものとする。

3 市長は、改善した結果の報告があったときは、その改善の状況を確認するため、必要に応じ、設置者等に対する出頭要請又は認可外保育施設に対する立入調査を行うものとする。期限を経過してなお報告がない場合についても、

同様とする。

- 4 市長は、前項の規定による認可外保育施設への立入調査のみによっては運営状況等が十分に把握できないときは、その設置者等の事務所に対して立入調査を実施し、必要な報告を徴収するものとする。

(改善勧告)

第20条 市長は、前条の改善指導に係る期限を経過してなお所要の改善がなされず早急に改善される見込みがないと認めるとき、又は期限までに改善を図ることが困難と認められる事項について求めた改善計画が提出されなかったときは、法第59条第3項の規定に基づき、認可外保育施設改善勧告書(様式第7号)により改善を勧告するものとする。

- 2 市長は、前項の勧告をしたときは当該勧告をした日から、おおむね1月以内の期限を定めて文書による報告を求めるものとする。この場合において、建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められるときは、移転に要する期間を考慮して、3年を限度とする適切な期限を定めて移転を勧告し、おおむね1月以内の期限を定めて改善計画の提出を求めるものとする。

- 3 市長は、第1項の勧告を行うに当たっては、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、児童相談所、近隣市町、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該認可外保育施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入れ先の確保等について調整を図るものとする。

- 4 市長は、第1項の勧告を行った認可外保育施設の設置者等から、改善した結果の報告があった場合は、その改善の状況を確認するため、速やかに当該認可外保育施設に対して立入調査を行うものとする。期限を経過してなお報告がない場合についても、同様とする。

- 5 市長は、前項の規定による認可外保育施設への立入調査のみによっては運営状況等が十分に把握できないときは、その設置者等の事務所に対して立入調査を実施し、必要な報告を徴収するものとする。

(利用者に対する周知及び公表)

第21条 市長は、前条第1項の勧告に従わず改善が行われていない場合には、当該認可外保育施設の利用者に対し、当該勧告の内容及び改善が行われていない状況について個別通知等により周知し、当該認可外保育施設の利用を控

える等の勧奨を行うものとする。

- 2 市長は、前条第1項の勧告に反し改善が行われていない場合であって、公益上必要と認めるときは、法第59条第4項の規定に基づき、当該勧告の内容及び改善が行われていない状況について、報道機関等を通じて公表するものとする。

#### 第4章 事業停止命令及び認可外保育施設閉鎖命令

- 第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定に基づき、認可外保育施設弁明通知書（様式第8号）により通知し、弁明の機会を付与した上で、法第59条第5項の規定に基づき、高松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
事業停止  
の意見を聴き、認可外保育施設 命令書（様式第9号）により、事業  
施設閉鎖  
の停止又は認可外保育施設の閉鎖を命ずるものとする。

なお、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。）が、わいせつ行為や暴行等の乳幼児の生命身体に著しい影響を与える行為等を犯し、当該事実が裁判等によって確定した場合は、「当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき」に該当するものとして、原則として当該認可外保育施設に対し事業停止命令を行うものとする。

- (1) 改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認めるとき
- (2) 改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認めるとき
- (3) 当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であると認めるとき

- 2 前項の規定による認可外保育施設の閉鎖命令は、事業の停止命令を行った後に、行うものとする。ただし、改善が期待されず、かつ、当該認可外保育施設の運営の継続が児童の福祉を著しく害するがい然性がある場合は、この限りでない。

3 第20条第3項の規定は、第1項の規定による命令を行う場合について準用する。

4 市長は、第1項の規定により命令を行った場合は、当該認可外保育施設の名称、所在地、設置者及び管理者、処分の内容等について報道機関等を通じて公表するものとする。

## 第5章 緊急時の対応

### (緊急時の改善勧告)

第23条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる場合であつて、児童の福祉のため必要と認めるときは、改善指導を経ることなく、法第59条第3項の規定に基づき、当該認可外保育施設の設置者に対し、認可外保育施設改善勧告書（緊急時用）（様式第10号）により改善を勧告するものとする。

(1) 指導監督基準の第1及び第2に定める基準を著しく下回る場合、指導監督基準の第1の1の(2)に関して有資格者が1人もいない場合その他の著しく不適正な保育内容や保育環境である場合

(2) 指導監督基準の第4の(2)又は(3)に関して、指導監督基準の第4の(2)イ又は(3)イに規定する施設又は設備を有しておらず、かつ、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第7条に規定するすべり台、救助袋、緩降機又は避難はしごが設置されていない場合その他の著しく利用児童の安全性に問題がある場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、認可外保育施設の管理責任が明確に否定し得ない重大な事故等が発生しており、かつ、当該事故等に対応した適切な改善策が講じられていない場合その他の児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

2 第20条第2項から第5項まで及び第21条の規定は、前項の勧告の場合について準用する。

### (緊急時の事業停止命令又は認可外保育施設閉鎖命令)

第24条 市長は、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ高松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を聴くいとまがないときは、法第59条第6項の規定に基づき、当該意見聴取の事業停止  
手続を経ず、当該認可外保育施設の設置者に対し、認可外保育施設

## 施設閉鎖

命令書（様式第9号）により、事業の停止又は認可外保育施設の閉鎖を命ずるものとする。この場合における、弁明の機会については、行政手続法第13条第2項の規定に基づき、付与しないものとする。

- 2 市長は、前項の規定により事業の停止又は認可外保育施設の閉鎖を命じたときは、速やかに高松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に報告するものとする。
- 3 第20条第3項並びに第22条第2項及び第4項の規定は、第1項の規定による命令の場合について準用する。

## 第6章 証明書の交付

（証明書の交付）

第25条 市長は、指導監督基準を満たしている届出対象施設に対し、別表第2の「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」に基づき、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（様式第11号から様式第14号まで。以下「証明書」という。）を交付する。

## 第7章 市民に対する情報の提供

第26条 市長は、市民に対して、認可外保育施設を担当する窓口又は利用者が相談することができる窓口（消費生活センター等）について周知するとともに、法第59条の2の5第2項の規定に基づき、認可外保育施設の状況についての情報を提供するものとする。

- 2 前項の情報の提供は、原則として届出対象施設を対象とし、立入調査等による事実確認を行った上で、行うものとする。
- 3 第1項の情報の提供は、高松市のホームページへの掲載及び認可外保育施設を担当する窓口における閲覧により、次に掲げる項目を提供するものとする。この場合において、やむを得ず報告の徴収をすることができなかった事項、立入調査時に無回答であった事項その他市において把握できなかった事項を情報提供する場合は、その旨を記載するものとする。

（1） 認可外保育施設を選ぶ際の視点

（2） 立入調査実施日

- (3) 認可外保育施設の名称
- (4) 認可外保育施設の所在地
- (5) 認可外保育施設の電話番号
- (6) 認可外保育施設の設置者名及び管理者名
- (7) 事業開始年月日
- (8) 開所時間及び開所日
- (9) サービス内容
- (10) 利用定員
- (11) 利用児童数（うち3歳未満児数）
- (12) 保育従事者数（うち保育士数及び看護師数）
- (13) 設備の規模及び構造
- (14) 保育室及び屋外遊戯場の面積
- (15) 立入調査における改善指示事項
- (16) 児童福祉施設設備運営基準、家庭的保育事業等設備運営基準等
- (17) 認可外保育施設指導監督基準
- (18) 前2号に掲げる基準の適合状況
- (19) 前号に掲げる適合状況に係る情報提供の方法
- (20) 証明書交付の有無
- (21) 第2号から前号までの情報の更新時期

## 第8章 雑則

（記録の整備）

第27条 市長は、認可外保育施設ごとに、届出のあった事項、運営の状況、指導監督の内容等の必要な記録を整備するものとする。

（こども家庭庁への報告）

第28条 市長は、第20条第1項の規定による改善勧告、第22条第1項の規定による事業停止命令若しくは認可外保育施設閉鎖命令、第23条の規定による緊急時の改善勧告又は第24条第1項の規定による緊急時の事業停止命令若しくは認可外保育施設閉鎖命令を行ったときは、こども家庭庁に報告するものとする。

（委任）

第 29 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 8 月 1 日から施行し、平成 15 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年 1 月 21 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から施行し、改正後の高松市認可外保育施設指導監督要綱の規定（様式に係る規定を除く。）は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から施行し、改正後の高松市認可外保育施設指導監督要綱の規定（様式に係る規定を除く。）は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行し、改正後の高松市認可外保育施設指導監督要綱の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行し、改正後の高松市認可外保育施設指導監督要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日から施行し、改正後の高松市認可外保育施設指導監督要綱の規定は、令和2年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月22日から施行し、改正後の高松市認可外保育施設指導監督要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月25日から施行し、改正後の高松市認可外保育施設指導監督要綱の規定は、令和3年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月27日から施行し、改正後の高松市認可外保育施設指導監督要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正前の様式第3号及び様式第4号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

## 別表第1（第3条関係）

### 認可外保育施設指導監督基準

#### 第1 保育に従事する者の数及び資格

##### 1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の認可外保育施設

(1) 保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間（認可外保育施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）については、乳児概ね3人につき1人以上、1、2歳児概ね6人につき1人以上、3歳児概ね20人につき1人以上、4歳以上児概ね30人につき1人以上（2人を下回ってはならない。）であること。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。

また、1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の認可外保育施設においても、原則として、保育従事者が複数配置されていることが必要であるが、複数の乳児を保育する時間帯を除き、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、これを適用しないことができる。

- 各認可外保育施設において児童数が多い11時間（認可外保育施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）、即ち、主たる開所時間については、乳児概ね3人につき1人以上、1、2歳児概ね6人につき1人以上、3歳児概ね20人につき1人以上、4歳以上児概ね30人につき1人以上の保育従事者が配置されるものとし、11時間を超える時間帯については、延長保育に準じ常時複数の保育従事者が、配置されることとするものであること。
- 児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数に係る児童の年齢については、定期利用が多く、クラス編成を行っているような認可外保育施設については年度の初日の前日（3月31日）を基準日として考えることが原則である。ただし、利用児童の状況等に鑑みこれに該当しないと判断した場合などについて、一律に年度の初日の前日を基準日とせず、市長が認可外保育施設ごとに基準日を判断することが可能である。
- 6人以上19人以下の認可外保育施設において、保育従事者が複数配置されていない時間帯は必要最小限とする必要があるが、必要最小限の時間帯を判断するに当たっては、例えば睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことや他の職員の配置等による安全面への配慮などを踏まえ、各認可外保育施設の実態に応じて、個別に適切に判断される必要があること。

- 食事の世話など特に児童一人一人に適切な援助が必要な時間帯については、児童の処遇に支障を来すことのないよう保育従事者の配置に留意すること。
- 児童の数については、月極めの児童等の通常はおおむね毎日利用する児童数を基礎とし、日極めの児童や特定の曜日に限り利用する児童等のその他の利用児童については、日々の平均的な人員を加えること。
- ここでいう保育に従事する者は、常勤職員をいうこと。

短時間勤務の職員を充てる場合にあっては、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなすこと）して上記の人数を確保することが必要であること。

(2) 保育に従事する者のおおむね3分の1（保育に従事する者が2人の認可外保育施設及び前号における1人が配置されている時間帯にあっては、1人）以上は、保育士又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。また、常時、保育士又は看護師の資格を有する者が1人以上配置されることが望ましい。

- 上記にかかわらず、保育に従事する者の全てについて、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。なお、保育士又は看護師の資格を有しない保育に従事する者については、一定の研修受講を推奨することが望ましい。

(3) 国家戦略特別区域法第2条第1項に規定する国家戦略特別区域内に所在する施設であって、次のアからウまでのいずれかにも該当し、(2)の基準を満たす施設と同等以上に適切な保育の提供が可能である施設については、(2)を適用しないことができる。

ア 過去3年間に保育した乳幼児のおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人であること。

イ 外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置していること。

ウ 保育士の資格を有する者を1人以上配置していること。

## 2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の認可外保育施設

(1) 保育することができる乳幼児の数

ア 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする認可外保育施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする認可外保育施設（1日に

保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。)の場合、保育に従事する者1人に対して乳幼児3人以下とし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。)第23条第3項に規定する家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下であること。

イ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設の場合、原則として、保育に従事する者1人に対して乳幼児1人であること。

○ イについて、当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。

## (2) 保育に従事する者

ア 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする認可外保育施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする認可外保育施設(1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。)の場合、保育に従事する者のうち、1人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長(以下「都道府県知事等」という。)が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長(特別区の長を含む。)その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。)を修了した者であること。

イ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設の場合、保育に従事する全ての者(複数の保育従事者を雇用している場合については、採用した日から1年を超えていない者を除く。)

が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

○ 上記の基準にかかわらず、保育に従事する者は、法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする認可外保育施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする認可外保育施設(1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。)にあつては、保育士、看護師又は家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。)が、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設にあつては、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されることが望ましい。

- 「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）」とは、居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）で受講を求めている基礎研修の内容（20時間程度の講義と1日以上演習）を基本とする。具体的には、居宅訪問型保育事業に係る基礎研修や子育て支援員研修（地域保育コース）に加え、その他民間事業者等が実施する居宅訪問型保育研修など、都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める研修のことをいう。

### 3 保育士の名称について

保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用してはならないこと。

- 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用した場合には、30万円以下の罰金が課せられることになること。
- 事業者が、保育士資格を有していない者について、保育士であると誤認されるような表現を用いて入園案内や児童の募集を行った場合は、事業者についても、名称独占違反の罰則が課されるおそれがあること。

## 第2 保育室等の構造、設備及び面積

### 1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の認可外保育施設

(1) 乳幼児の保育を行う部屋（以下「保育室」という。）のほか、調理室及び便所があること。

(2) 保育室の面積は、おおむね乳幼児1人当たり1.65平方メートル以上であること。

- 「保育室の面積」とは、当該保育施設において、保育室として使用している部屋の面積であり、調理室、便所、浴室等は含まない。

(3) 乳児（おおむね満1歳未満の児童をいう。）の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ、安全性が確保されていること。

- 事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は、別の部屋とすることが望ましいこと。やむを得ず部屋を別にできない場合は、明確な段差やベビー・フェンス等で区画すること。

### 2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の認可外保育施設

(1) 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする認可外保育施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする認可外保育施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）については、保育室のほか、調理設備及び便所があること。また、保育室の面積は、家庭的保育事業等設備運営基準第22条を参酌しつつ、乳幼児の保育を適切に行うことができる広さを確保すること。

(2) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、乳幼児の居宅等について広さ等の要件を求めるものではないが、その事業の運営を行う事業所においては、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めること。

### 3 共通事項

○ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、原則として、本基準を適用しない。

(1) 保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全性が確保されていること。

○ 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることは、安全確保の観点から極めて危険であることから、行ってはならないこと。

(2) 便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室（調理設備を含む。以下同じ。）と区画されており、かつ、児童が安全に使用できるものであること。

便器の数はおおむね幼児20人につき1以上であること。

- 便所は手洗設備が設けられているだけでなく、衛生面はもとより安全面にも配慮されている必要があること。
- 調理室は、保育室と簡単に出入りできないよう区画されているだけでなく、衛生的な状態が保たれていることが必要であること。

### 第3 非常災害に対する措置

#### 1 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設以外の施設

(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

- 火災報知器及び消火器などが設置されているだけでなく、職員全員が設置場所や使用方法を知っていることが必要であること。
- 非常口は、火災等非常時に入所（利用）乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されていること。

(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

- 児童福祉施設設備運営基準第6条
  - 1 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
  - 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。
- 家庭的保育事業等設備運営基準第7条
  - 1 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
  - 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。
- 火災や地震などの災害の発生に備え、施設・設備の安全確保とともに、緊急時の対応や職員の役割分担等に関するマニュアルの作成、避難訓練の実施、保護者との連絡体制や引渡し方法等に関する確認等に努めること。（保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）第3章4節「災害への備え」参照。）
- 児童福祉施設設備運営基準第9条の3

- 1 児童福祉施設には、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

○ 児童福祉施設設備運営基準第10条

- 1 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

2 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設

防災上の必要な措置を講じていること。

- 火災や地震などの災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）をあらかじめ検討し、実施することが必要であること。

第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

- 災害避難の観点から、保育室は原則として1階に設けることが望ましいが、やむを得ず2階以上に保育室を設ける場合は、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。
- 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする認可外保育施設及び同条第12項に規定する業務を目的とする認可外保育施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）並びに同条第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設については、保育に従事する者の居宅又は保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、原則として、本基準を適用しない。なお、適用しない場合、第3の1（2）に掲げる定期的な訓練を行う等、防災上の必要な措置を採ることに特に留意が必要であること。

（1） 保育室を2階に設ける建物には、保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

なお、保育室を2階に設ける建物が次のア及びイをいずれも満たさない場合においては、第3に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の次の表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

常用	① 屋内階段 ② 屋外階段
避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④ 屋外階段

- 待避上有効なバルコニーとは以下の要件を満たすものとする。
- ① バルコニーの床は準耐火構造とする。
  - ② バルコニーは十分に外気に開放されていること。
  - ③ バルコニーの各部分から2メートル以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とすること。
  - ④ 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75メートル以上、高さは1.8メートル以上、下端の床面からの高さは0.15メートル以下とすること。
  - ⑤ その階の保育室の面積のおおむね8分の1以上の面積を有し、幅員3.5メートル以上の道路又は空地に面していること。
- なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室から50メートル以内に直通階段を設置しなければならない。
- 屋外傾斜路に準ずる設備とは、2階に限っては非常用すべり台をいうものである。
- 積雪地域において、屋外階段等外気に開放された部分を避難路とする場合は、乳幼児の避難に支障が生じないように、必要な防護措置を講じること。
- 人工地盤及び立体的遊歩道が、保育施設を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第13条の3に規定する避難階（直接地上へ通じる出入口のある階）と認められる場合にあっては、本基準の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。

(2) 保育室を3階に設ける建物は、次のアからキまでのいずれも満たすこと。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の次の表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。この場合において、これらの施設又は設備は、避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からの歩行距離がいずれも30メートル以下となるように設けられていること。

常用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 屋外階段
避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③ 屋外階段

ウ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

(ア) 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合

(イ) 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合

- 当該建物の保育施設と保育施設以外の用途に供する部分との異種用途の耐火区画については、建築基準法施行令第112条第13項に基づき設置すること。
- スプリンクラー設備及びこれに類するもので自動式のものを設置する場合は、乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置がされていれば、保育室と調理室部分との耐火区画の設置要件が緩和されることとなる。

- 調理用器具の種類に応じて適切で有効な自動消火装置（レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等）を設置する場合は、乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置と外部への延焼防止措置（不燃材料で造った壁、柱、床及び天井での区画がなされ、防火設備又は不燃扉を設ける等）の両措置がなされていれば、保育室と調理室部分との耐火区画の設置要件が緩和されることとなる。
- ダンパー、ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置である。

エ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

オ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

カ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

- 非常警報器具 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等である。
- 非常警報設備 非常ベル、自動式サイレン、放送設備等である。

キ 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

- 防炎物品の表示方法(消防法(昭和23年法律第186号)第8条の3)

<p style="text-align: center;">消防庁登録者番号</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">防 炎</p> <p style="text-align: center;">登録確認機関名</p>	<p>防火対象物において使用する防炎対象物品について、防火対象物品若しくはその材料に防火性能を与えるための処理がされていることがわかるようにしておく必要があること。</p>
--	--

(3) 保育室を4階以上に設ける建物は、次のア及びイのいずれも満たすこと。

ア 前号ア及びウからキまでのいずれにも該当するものであること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の次の表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。この場合において、これらの施

設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からの歩行距離がいずれも30メートル以下となるように設けられていること。

常用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段
避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ③ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段

- 建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとは、「特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件」（平成28年国土交通省告示第696号）により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 建築基準法施行令第129条の規定により当該階が階避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合又は同令第129条の2の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合は、同令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定により、同令の諸規定が適用除外となるが、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要であること。
- 4階以上に保育室を設置しようとする際に事前に検討すべき事項等については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日雇児発0905第5号）の別添「保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項」に取りまとめられているので、指導監督の際に活用するとともに、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるようにすること。

## 第5 保育内容

### (1) 保育の内容

ア 児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること。

- 児童の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、児童の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要であること。この場合、各時期の保育上の主な留意事項は次のとおりであるが、児童への適切な関わりについて理解するためには、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を理解することが不可欠であること。

[乳児（1歳未満児）]

- ・ 疾病の抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことを理解し、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行っているか。
- ・ 視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される時期であることを踏まえ、情緒の安定と、歩行や言葉の獲得に向けた援助を行っているか。
- ・ 一人一人の生理的・心理的欲求を感性豊かに受け止め、愛情を込めて優しく体と言葉で応答するよう努めているか。

[1歳以上3歳未満児]

- ・ 特に感染症にかかりやすい時期であることを理解し、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけているか。
- ・ 自我が形成され、児童が自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることを鑑み、情緒の安定を図りながら、愛情豊かに、応答的に関わるよう努めているか。
- ・ 身体的な機能や基本的な運動機能が発達するとともに、自分の意思や欲求を言葉で表現できるようになり、自分でできることが増えてくる時期であることを踏まえ、児童の生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちや自発的な活動を尊重しているか。
- ・ 一人一人が探索活動を十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れたり、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるよう、模倣やごっこ遊びの中で保育従事者が仲立ちをしたりするなど、児童の心身の発達に必要な体験が得られるよう適切に援助しているか。

[3歳以上児]

- ・ この時期に見られる、運動機能の発達や基本的な生活習慣の形成、言葉の理解、知的興味や関心の高まり、仲間の中の一人という自覚、集団的な遊びや協同的な活動などを踏まえて、個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、以下のことに留意しながら、一人一人の実態に即して適切に援助しているか。

(3歳児)

- ・ 遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であることを踏まえ、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させること。

(4歳児)

- ・ 自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期であることを踏まえ、児童の心の動きを保育従事者が十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むこと。

(5歳児)

- ・ 自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期であることを踏まえ、保育従事者が児童の主體的な活動を促すため多様な関わりを持つことにより、児童の発達に必要な豊かな体験が得られること。

(6歳児)

- ・ 探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくるとともに、集団遊びも、一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなることを踏まえ、様々な環境を設定し、遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが生かされるようにすること。

イ 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分配慮がなされた保育の計画を定めること。

- 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定することが必要であること。
- 必要に応じて入浴させたり、身体を拭いて児童の身体の清潔さを保つことが必要であること。

ウ 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実施すること。

- 保育の実施に当たっては、沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮すること。
- 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されていることが必要であること。

エ 漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないこと。

- 一人一人の児童に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わることは、児童にとって重要である。保育従事者にとっても最も基本的な使命であり、このような姿勢を欠く保育従事者は不適任であること。

オ 必要な遊具、保育用品等を備えること。

- 年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居などを備えることが必要であること。  
なお、大型遊具を備える場合などは、その安全性の確認を常に行うことが事故防止の観点から不可欠であること。
- 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、原則として本基準を適用しない。

(2) 保育従事者の保育姿勢等

ア 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。

特に、認可外保育施設の運営管理の任にあたる施設長（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設については、認可外保育施設の設置者又は管理者とする。以下同じ。）については、その職責に鑑み、資質の向上、適格性の確保が求められること。

- 設置者をはじめとする職員は保育内容等に対して、児童の利益を優先して適切な対応をとることが必要であること。

イ 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。

- 保育所保育指針を理解するなどの機会が設けられているかなど、保育従事者の質の向上が図られる体制に努めることが必要であること。
- 都道府県等が実施する施設長や保育従事者に対する研修等への参加が望ましいこと。
- 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする認可外保育施設、同条第12項に規定する業務を目的とする認可外保育施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設の保育従事者については、保育に従事する前に研修を受講することが望ましいこと。

ウ 児童に身体的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう、児童の人権に十分配慮すること。

○ しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。

エ 児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。

○ 虐待が疑われる場合だけでなく、児童相談所等の専門機関からの助言が必要と思われる場合も同様であること。

(専門機関からの助言を要する場合の例)

- ・ 心身の発達に遅れが見られる場合
- ・ 社会的援助が必要な家庭状況である場合

### (3) 保護者との連絡等

ア 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。

○ 保護者との相互信頼関係を築くことを通じて保護者の理解と協力を得ることが児童の適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での児童の様子を、認可外保育施設からは認可外保育施設での児童の様子を、連絡し合うこと。

イ 保護者との緊急時の連絡体制をとること。

○ 保育中に異常が発生した場合など、いつでも連絡できるよう、連絡先を整理し、全ての保育従事者が容易に分かるようにしておくことが必要であること。

ウ 保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や認可外保育施設の状況を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応すること。

- (1)、(2)に取り組むに当たっては、保育所における食事の提供ガイドライン(平成24年3月厚生労働省)、保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)(平成31年4月厚生労働省)を参考にすること。
- 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設については、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払う必要があることから、必要に応じて本基準を適用すること。

## (1) 衛生管理の状況

ア 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。

- 具体的には、次のようなことに配慮することが必要であること。
  - ・ 食器類はよく洗い、十分に殺菌したものを使用すること。
  - ・ ふきん、まな板、鍋等についても同様であること。
  - ・ 哺乳ビンを使用するごとによく洗い、滅菌すること。
  - ・ 食事時、食器類や哺乳ビンは児童や保育従事者の間で共用しないこと。
  - ・ 原材料、調理済み食品の保存に当たっては、冷凍又は冷蔵設備等を活用の上、適切な温度で保存する等、衛生上の配慮を行うこと。
  - ・ 衛生管理については、「大量調理施設衛生管理マニュアル(平成29年6月16日付け生食発0616第1号通知)」、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」(平成22年3月厚生労働省)及び「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン(世界保健機関/国連食糧農業機関共同作成・2007年)」を参考にすること。

## (2) 食事内容等の状況

ア 児童の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とすること。

イ 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。

- 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うことが必要であること。  
また、離乳食を摂取する時期の乳児についても、食事後の状況に注意を払うことが必要であること。
- 食事摂取基準を踏まえ、かつ、児童の嗜好を踏まえた変化のある献立を作成し、これに基づいて調理することが必要であること。なお、独自で献立を作成することが困難な場合には、市区町村等が作成した認可保育所の献立を活用するなどの工夫が必要であること。
- 家庭からの弁当持参や、やむを得ず市販の弁当を利用する場合には、家庭とも連携の上、児童の健康状態や刻み食等の年齢に応じた配慮を行うこと。

- アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。

## 第7 健康管理・安全確保

### (1) 児童の健康状態の観察

登園、降園の際、児童一人一人の健康状態を観察すること。

- 登園時の健康状態の観察  
毎日、登園の際、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無や機嫌等についての健康状態の観察を行うとともに、保護者から児童の状態の報告を受けること（適切に記載された連絡帳を活用することも考えられる。）が必要であること。
- 降園時の健康状態の観察  
毎日、降園の際も同様の健康状態の観察を行うとともに、保護者へ児童の状態を報告することが必要であること。

### (2) 児童の発育チェック

身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。

### (3) 児童の健康診断

継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び1年に2回実施すること。

- 直接実施できない場合は、保護者から健康診断書の提出を受ける、母子健康手帳の写しを提出させるなどにより、児童の健康状態の確認を行うことが必要であること。
- 医師による健康診断は、心身の発達に遅れがみられる児童の早期発見につながるという面からも有効であること。
- 入所時に、児童の体質、かかりつけ医の確認をするとともに、緊急時に備え、認可外保育施設の付近の病院等関係機関の一覧を作成し、全ての保育従事者に周知することが必要であること。
- 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設については、原則として（2）及び（3）は適用しない。

### (4) 職員の健康診断

ア 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。

イ 調理に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施すること。

- 職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）により義務づけられていること。
- イについて、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設については、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払う必要があることから、提供頻度やその内容等の実情に応じ、必要に応じて本基準を適用すること。

#### （5） 医薬品等の整備

必要な医薬品その他の医療品を備えること。

- 体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等は、最低限備えることが必要であること。
- 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、原則として、本基準を適用しない。

#### （6） 感染症への対応

ア 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設以外の認可外保育施設

感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。

- 本項に取り組むに当たっては、保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（平成30年3月厚生労働省）を参考にすること。
- 感染症の疑いがある場合も同様であること。
- 再登園については、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出など、かかりつけ医による判断の確認について、保護者の理解と協力を求めることも必要であること。
- 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。

イ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設

感染予防のための対策を行うこと。

- 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設については、利用児童の居宅等において保育を行うことを踏まえ、複数児童が利用する認可外保育施設とは異なり、利用児童と保育従事者の間での感染を防ぐことを念頭に置く必要があること。  
（例）手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防を実施する。

(7) 乳幼児突然死症候群に対する注意

ア 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。

イ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。

○ 窒息リスクの除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要であること。

ウ 保育室では禁煙を厳守すること。

(8) 安全確保

ア 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。

イ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的の実施すること。

ウ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。

エ 事故防止の観点から、認可外保育施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。

オ 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。

カ 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。

キ 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いてカに定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行う

こと(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については適用しない。)

ク 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。

ケ 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。

コ 事故発生時には速やかに当該事実を市長に報告すること。

○ 安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

○ 事故報告については、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和5年4月1日こ成安第2号通知)を参照すること。

サ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

シ 死亡事故等の重大事故が発生した認可外保育施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び検証結果を踏まえた措置をとること。

○ 認可外保育施設の安全確保については、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省)を参考にすること。

○ 特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、上記ガイドラインを参照し必要な対策を講じること。例えば、次のようなことに配慮することが必要であること。

- ・ 睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えること。
- ・ プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にすること。
- ・ 児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など)や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応すること。
- ・ 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的を実施すること。

○ 保育室だけでなく、児童が出入りする場所には危険物を置かないこと。また、書庫等は固定する、棚から物が落下しないなどの工夫を行うことが必要であること。

○ 認可外保育施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行う必要があること。

○ 認可外保育施設の周囲に危険箇所等がある場合には、児童が勝手に出られないような配慮(敷地の周囲を柵等で区画している、出入り口の錠は幼児の手の届かないところに備えている等)が必要であること。

- 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えておくこと。

## 第8 利用者への情報提供

- (1) 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならないこと。

- 届出対象施設については、以下の内容について掲示する（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、書面等による掲示などの方法が考えられる。）とともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することが義務づけられている。公衆の閲覧に供する方法は、具体的には、子ども・子育て支援情報公表システム(ここdeサーチ)に掲載することとしている(児童福祉法施行規則第49条の5第1項)。

- ・ 設置者の氏名又は名称及び認可外保育施設の管理者の氏名
- ・ 建物その他の設備の規模及び構造  
（注）法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設以外の認可外保育施設に限る。
- ・ 認可外保育施設の名称及び所在地
- ・ 事業を開始した年月日
- ・ 開所している時間  
（注）法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設については、保育提供可能時間）
- ・ 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由  
（注：利用料の変更に関し掲示及びインターネットを利用して公衆の閲覧に供することが適切になされているか、保護者への説明がなされているかについて、指導助言を行うこと。）
- ・ 入所定員
- ・ 保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ・ 設置者及び職員に対する研修の受講状況  
（注）法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする認可外保育施設、同条第12項に規定する業務を目的とする認可外保育施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設に限る。
- ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・ 緊急時等における対応方法3

- ・ 非常災害対策
  - ・ 虐待の防止のための措置に関する事項
  - ・ 認可外保育施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）
- 職員の配置数は、保育に従事している保育士その他の職員のそれぞれの1日の勤務延べ時間数を8時間で除した数であるが、職員のローテーション表及びその日実際に保育に当たる保育従事者の資格状況等の掲示又はその日実際に保育に当たる保育従事者の数及び有資格者数等を記載したホワイトボード等を活用することも有効である。

(2) 利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付しなければならないこと。

- 届出対象施設については、以下の内容について利用者に対する書面等の交付が義務づけられている。（法第59条の2の4）
- ・ 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
  - ・ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
  - ・ 認可外保育施設の名称及び所在地
  - ・ 認可外保育施設の管理者の氏名
  - ・ 当該利用者に対し提供するサービスの内容
  - ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
  - ・ 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
  - ・ 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先
- あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。

(3) 利用予定者から申込みがあった場合には、当該認可外保育施設で提供されるサービスを利用するための契約の内容等について説明を行うこと。

- 届出対象施設については、当該認可外保育施設で提供される保育サービスを利用しようとする者から申込みがあった場合には、その者に対し、当該サービスを利用するための契約の内容や手続き等について説明するよう努めることとされている。（法第59条の2の3）
- 届出対象外施設であっても、利用料金や保育サービスの内容等をあらかじめ利用予定者に説明し、理解を得たうえでサービスの提供を行うことが望ましい。

- 事業者は、保育の実施前に保護者に対して、個人情報保護義務について留意した上で、保育従事者の氏名や保育士資格、市長への届出の有無などの情報を提供することが望ましい。

## 第9 備える帳簿等

職員及び保育している児童の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。

- 職員に関する帳簿等
  - ・ 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等（注：法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設（複数の保育従事者を雇用していない場合に限る。）については、職員に関する帳簿は整備しなくてもよいが、資格を証明する書類（写）等は確実に保管する必要がある。）
- 保育している児童の状況を明らかにする帳簿等
  - ・ 在籍児童及び保護者の氏名、児童の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、児童の在籍記録等
- 労働基準法等の他法令においても、各事業場に備えるべき帳簿等について規定があり、認可外保育施設も事業場に該当することから、各認可外保育施設に帳簿等の備え付けが義務づけられている。法に基づき都道府県等が行う指導監督の際にも、必要に応じ、これらの帳簿を活用するとともに、備え付けられていない場合には、関係機関に情報提供するなどの適切な対応が必要である。

（例）

  - ・ 労働者名簿（労働基準法第107条）
  - ・ 賃金台帳（労働基準法第108条）
  - ・ 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）

（注）  の枠外が指導監督基準であり、  
 の枠内がその考え方である。

## 別表第2（第25条関係）

### 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領

#### 1 総則

##### （1）この要領の目的及び趣旨

この要領は、認可外保育施設について、高松市認可外保育施設指導監督要綱（以下「指導監督要綱」という。）に基づく指導監督の効果的な実施を図るとともに、指導監督基準を満たしていると認められる認可外保育施設に対し市長が行う証明書の交付に関して必要な事項を定めるものであること。

##### （2）この要領の対象となる認可外保育施設

この要領の対象となる認可外保育施設は、法第59条の2第1項の規定により市長への届出が義務づけられている認可外保育施設であること。

なお、届出対象外施設についても、指導監督基準に基づき、引き続き適切な指導監督に努めること。

#### 2 証明書の交付

証明書の交付は、指導監督要綱第11条に定める立入調査並びに第19条に定める改善指導の結果を踏まえて行うものであること。

##### （1）立入調査

立入調査については、指導監督要綱第11条において、届出対象施設に対しては年1回以上行うことが原則とされており、適切に立入調査を実施すること。

なお、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設については、立入調査に代えて、事業所長又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を行うことができる。

##### （2）改善指導

立入調査の結果に基づく改善指導については、指導監督要綱第19条に定められているが、現行の指導監督基準に沿って、立入調査結果の評価について別添の基準を定め、文章による改善指導（以下「文書指導」という。）を行うべきものと口頭による改善指導（以下「口頭指導」という。）が可能なものに区分したこと。

具体的には、B判定の事項（指導監督基準を満たしてはいないが、比較的軽微な事項であって改善が容易と考えられるもの）については口頭指導により対応することとし、C判定の事項（指導監督基準を満たしていない事項で、B判定以外のもの）については文書指導により対応することを原則としたこと。ただし、B判定の事項であっても、以前の立入調査において指摘がなされたことがあり、新たな立入調査によっても再度指摘がなされる場合など、児童の安全確保の観点から特に注意を促す必要がある場合には、文書指導を行うべきこと。

この評価の結果、文書指導を行う場合には、指導監督要綱第19条第2項の規定に従い、おおむね1か月以内の回答期限を付して文書による報告を求める等の措置を講じること。また、口頭指導を行う場合には、立入調査時に対面により、又は事後に文書による報告若しくはこれに準ずる電話・FAX等の方法により、改善状況の確認を行うこと。

### （3） 証明書の交付

証明書は、市長が、市内の認可外保育施設について（1）の立入調査を実施し、別添評価基準の全項目について適合していることを確認した場合に、1日に保育する乳幼児の数が6人以上の認可外保育施設の設置者等に対しては様式第11号により、法第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とする認可外保育施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の設置者等に対しては様式第12号により交付するものであること。

また、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設の設置者等に対しては、市長が（1）に定める集団指導又は立入調査を実施し、別添評価基準の全項目について適合していることを確認した場合に、複数の保育に従事する者を雇用しているものについては様式第13号により、複数の保育に従事する者を雇用していないものについては、様式第14号により交付するものであること。

また、（2）の改善指導を行った場合でも、その指摘事項の改善状況の確認により、当該認可外保育施設が別添評価基準の全項目について適合していることを確認した場合には、証明書を交付すること。

なお、証明書の有効期間は、これを市長が交付した日から、次の(4)によりその返還を求められた日までであること。

#### (4) 証明書の返還

(3)の証明書の交付を受けた者が、指導監督要綱第11条の一般立入調査、第12条の特別立入調査等により、(3)に定める証明書交付の要件を満たさなくなると認められるときは、市長は証明書の返還を求めるとともに、当該返還を求めた日付につき記録を残しておくこと。また、(1)の立入調査により、新たに証明書を交付する場合には、先に交付した証明書につき回収を行う等適切な措置を講ずること。

#### (5) 証明書の再発行

当該認可外保育施設の設置者等は、□の証明書を紛失等した場合には、証明書の再交付を求めることができること。再交付を受けた後、紛失等した証明書を発見したときは、ただちに、発見した証明書を市長に返還しなければならないこと。

### 3 情報提供等

市長は、指導監督要綱第26条に定める情報提供として、市内の認可外保育施設につき証明書を交付した事実について高松市のホームページへの掲載等により公表する。

また、証明書の交付を受けた認可外保育施設は、保護者等からの求めに応じて証明書を提示できること。

このように証明書は利用者への情報提供に用いられるが、保育施設については各都道府県の区域を越えて利用されることもあることから、証明書の交付については、2に基づき全都道府県を通じて統一的な取扱いが求められるものであること。

### 4 雑則

市長は、指導監督要綱第27条に定める記録の整備の一環として、認可外保育施設に対する証明書の交付、返還等についても必要な記録を整備すること。

## 別添 評価基準

この評価基準は、現在の指導監督基準に沿って、立入調査の結果について文書による改善指導（以下「文書指導」という。）を行うべきものと口頭による改善指導（以下「口頭指導」という。）による対応が可能なものに整理したものである。

### ○判定の内容

判定区分	内 容
A	指導監督基準を満たしている事項
B	指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項であって改善が容易と考えられるもの
C	指導監督基準を満たしていない事項で、B判定以外のもの

### ○指導の基準

B判定の事項については口頭指導により対応することとし、C判定の事項については文書指導により対応することを原則とすること。ただし、B判定に該当する事項であっても、以前の立入調査において指摘がなされたことがあり、新たな立入調査によっても再度指摘がなされる場合など、児童の安全確保の観点から特に注意を促す必要がある場合には、文書指導を行うものとする。

### ○改善結果

指導事項に対する改善結果を記録するものとし、改善又は未改善で記入すること。

## 様式第 1 号（第 5 条関係）

### 認可外保育施設開設説明書

#### 1 認可外保育施設について

保育を行うことを目的とする施設であって、児童福祉法による認可を受けていないものを総称して認可外保育施設と呼んでいます。認可外保育施設の開設に当たっては、以下の事項に留意して下さい。

#### 2 設置後の届け出について

平成 14 年 10 月に施行された改正児童福祉法により、認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から 1 か月以内に高松市長に対する届出が義務付けられました。高松市児童福祉法施行細則に定める認可外保育施設設置届により、必ず 1 か月以内に届出をしてください。また、事業開始後、届出事項に変更があった場合や、認可外保育施設を廃止又は休止する場合にも届出が必要となりますので、御留意ください。なお、上記届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合は過料が課せられる場合があります。（児童福祉法第 62 条の 5）

（注）次のいずれかに該当する施設は、届出対象外施設となります。

ただし、届出対象施設と同様、高松市長による指導監督の対象となります。

（1）次に掲げる乳幼児に対して保育を行う認可外保育施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかなもの

ア 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する認可外保育施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する認可外保育施設にあつては、当該顧客の監護する乳幼児（例：

デパート、自動車教習所や歯科診療所等に附置された認可外保育施設。ただし、これらの認可外保育施設であっても、利用者が顧客であるか、又は当該認可外保育施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となります。）

イ 親族間の預かり合い（利用者が4親等内の親族を対象）

ウ 設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児

（例：利用乳幼児の保護者と親しい友人や隣人等。この場合であっても、広く一般に利用者の募集を行うなど、不特定多数を対象に業として保育を行っている者が、親しい知人や隣人の子どもを預かる場合は届出の対象となります。）

(2) 半年を限度として臨時に設置される認可外保育施設

(3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第3項に規定する連携施設（幼稚園型認定こども園）を構成する保育機能施設（注：幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している認可外保育施設（上記施設を除く。）において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものは届出の対象となります。）

### 3 サービス内容の揭示等について

認可外保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、サービス内容の揭示及びインターネットを利用して公衆の閲覧に供すること、並びに利用者に対する契約内容等の説明及び利用者に対する契約内容等を記載した書面の交付を行わなければなりません。（児童福祉法第59条の2の2～4）

(1) サービス内容の揭示（児童福祉法第59条の2の2）

利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を揭示及びインターネットを利用して公衆の閲覧に供することが必要です。

( 掲 示 内 容 )

- ・ 設置者の氏名又は名称及び認可外保育施設の管理者の氏名
- ・ 建物その他の設備の規模及び構造
- ・ 認可外保育施設の名称及び所在地（法第6条の3第11項の業務を目的とする認可外保育施設については、主たる事業所の名称及び所在地）
- ・ 事業を開始した年月日
- ・ 開所している時間
- ・ 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
- ・ 利用定員
- ・ 保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・ 緊急時における対応方法
- ・ 非常災害対策
- ・ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ・ 認可外保育施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

( 2 ) 利用者に対する契約内容等の説明（児童福祉法第59条の2の3）

利用者に対し、サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければなりません。

( 3 ) 契約時の書面交付（児童福祉法第59条の2の4）

利用契約が成立した時は、その利用者に対し、契約内容等を記載した書

面を交付することが必要です。

(書面交付内容)

- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・認可外保育施設の名称及び所在地（法第6条の3第11項の業務を目的とする認可外保育施設については、主たる事業所の名称及び所在地）
- ・認可外保育施設の管理者の氏名及び住所
- ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

#### 4 設備・運営等に係る基準

児童の安全確保等の観点から、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、「認可外保育施設指導監督基準」（別添）に適合しているとともに、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令を遵守していることが必要です。

#### 5 高松市長の行う指導監督の趣旨

高松市長は、保育を目的とする認可外保育施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

#### 6 法的根拠

認可外保育施設（届出対象外施設も含む。）であっても、児童福祉法に基づき高松市長が必要と認める事項を報告することや職員の立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第59条第1項）

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第62条第7号）

#### 7 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない認可外保育施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっています。（児童福祉法第59条第3項～第5項）

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第61条の4）

- 8 このようなことから、認可外保育施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにはしてください。

様式第2号（第6条関係）

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

認可外保育施設設置届出通知書

あなたが設置する については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定に基づき、 年 月 日までに、高松市児童福祉法施行細則（平成11年高松市規則第23号）第11条第1項に定める認可外保育施設設置届を提出してください。

なお、 年 月 日までに届出がなされない場合又は届出事項に虚偽があった場合は、過料事件として管轄する裁判所に通知する必要があることをあらかじめ申し添えます。

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

認可外保育施設運営状況照会書

あなたが設置（管理）する について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項及び59条の2の5の規定に基づき、高松市児童福祉法施行細則第11条第4項に定める認可外保育施設運営状況報告書により、 年 月 日までに報告してください。

なお、正当な理由がないのに、報告がない場合は、児童福祉法第62条第7号の規定により、罰則が適用される場合があります。

また、次の場合の報告についても留意してください。

✓ 責任の所在のいかんを問わず、施設の管理下において、事故の発生又はその再発の防止に努めるとともに、死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等の重大な事故等が生じたときは、直ちに高松市にその旨を通報し、及び教育・保育施設等事故報告書（様式第4号）を提出すること。

■ 当該施設に、24時間かつ週のうちおおむね5日以上入所している児童がいるときは、遅滞なく、認可外保育施設長期滞在児童報告書（様式第5号）を提出すること。

□ 届出対象施設について、設置後、届け出た事項のうち、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）第49条の4に定める事項に変更を生じたときは、変更の日から1か月以内に、高松市児童福祉法施行細則第11条第2項の認可外保育施設事業内容等変更届

を提出すること。

- 届出対象施設について、当該施設を廃止し、又は休止したときは、廃止又は休止の日から1か月以内に、高松市児童福祉法施行細則第11条第3項の認可外保育施設<sup>廃止</sup><sub>休止</sub>届を提出すること。

おって、児童福祉法の趣旨、仕組み等は参考のとおりですので、御承知おき願います。

(参考)

保育を行うことを目的とする施設の運営に対する指導監督について

### 1 高松市長の行う指導監督の趣旨

児童の安全確保等の観点から、高松市長は、保育を行うことを目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

### 2 法的根拠

保育を行うことを目的とする施設であって高松市長の認可を受けていないものについても、児童福祉法に基づき、高松市長が必要と認める事項の報告や職員による立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第59条第1項、第59条の2の5）

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第62条第2項第6号）

### 3 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこと

としており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第59条第3項～第5項）

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第61条の4）

- 4 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとってください。

なお、消防部局、衛生部局等においても消防法、食品衛生法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの部局から指導を受けた場合には、これに従って改善措置をとる必要があることにも留意してください。

## 教育・保育施設等事故報告書

基本情報						
事故報告回数				施設・事業所名称		
事故報告年月日				施設・事業所所在地		
事故報告自治体 (都道府県・市区町村)				施設・事業所代表者等		
施設・事業所種別				施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)		
認可・認可外の区分				施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)		

事故に遭ったこどもの情報						
こどもの年齢(月齢)				こどもの性別		
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)				所属クラス等		
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等)						

事故発生時の状況							
事故発生年月日				事故発生時間帯			
事故発生場所				事故発生クラス等			
事故発生時のこどもの人数				事故発生時の教育・保育等従事者数		うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等	
事故発生時のこどもの人数の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童 その他
事故発生時の状況							
事故の誘因							
事故の転帰							
(死亡の場合)死因							
(負傷の場合)受傷部位							

(負傷の場合) 負傷状況		
診断名、病状、病院名	診断名	
	病状	
	病院名	
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。)		
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)。第2報以降で追記。)		

- ※ 第1報は、本報告書(表面)に記載して報告してください。
- ※ 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。
- ※ 第2報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。
- ※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。
- ※ 意識不明事故に該当しないものの、意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。
- ※ 「(負傷の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。
- ※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

# 教育・保育施設等事故報告書

ソフト面			
事故防止マニュアル		具体的内容	
事故防止に関する研修		実施頻度 (回/年)	具体的内容
職員配置		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

ハード面			
施設の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
遊具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
玩具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

環境面			
教育・保育の状況		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

人的面			
対象児の動き		具体的内容	
担当職員の動き		具体的内容	
他の職員の動き		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

自治体コメント【必須】			
(自治体による事故発生の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)			

【施設・事業所別の報告先】
---------------

① 特定教育・保育施設（幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。）、特定地域型保育事業、一時預かり事業（幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）、病児保育事業（幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）及び認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む。）

→ こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係  
(ninkagaihoikushisetsu.shidou@cfa.go.jp)

② 幼稚園、幼稚園型認定こども園

→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係 (anzen@mext.go.jp)

→ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 (youji@mext.go.jp)

③ 特別支援学校幼稚部

→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係 (anzen@mext.go.jp)

→ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 (toku-sidou@mext.go.jp)

④ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

→ こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係  
(seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp)

⑤ 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業

→ こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係  
(seiikukankyou.katei@cfa.go.jp)

⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

→ こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係  
(seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp)

### 【全施設・事業所共通の報告先】

→ 消費者庁消費者安全課 (i.syouhisya.anzen@caa.go.jp)

※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。

※ 裏面の記載事項は、大半部分を公表する予定であるため、個人情報（対象児氏名、搬送先病院名等）は記載しないでください。

年 月 日

（宛先） 高松市長

設置者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

認可外保育施設長期滞在児童報告書

施設において、次のとおり、24時間かつ週のうちおおむね5日以上入所している児童について報告します。

1 児童について

- (1) 氏名
- (2) 生年月日、年齢
- (3) 性別
- (4) 住所、電話番号

2 保護者について

- (1) 氏名
- (2) 続柄
- (3) 住所、電話番号
- (4) 勤務先等

3 滞在期間、滞在の状況等

4 その他（家庭の状況、家庭からの連絡の状況等）

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

認可外保育施設改善指導通知書

あなたが設置（管理）する の施設の設備及び運営の状況について、  
年 月 日に立入調査を実施したところですが、下記の事項については、  
児童の福祉の観点から改善を要するものと認められますので、年 月  
日までに改善するよう指導します。

については、改善した結果について、同日までに挙証資料を添付の上、文  
書で報告してください。

なお、 については、同日までに改善することが困難と認めますの  
で、同日までに文書で改善計画を報告してください。

おって、改善がなされない場合や報告がない場合は、児童福祉法に基づく事  
業停止命令や施設閉鎖命令等の措置をとる場合があることをあらかじめ申し添  
えます。

記

改善を要する事項

様式第7号（第20条関係）

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

認可外保育施設改善勧告書

あなたが設置する の施設の設備及び運営の状況について、 年  
月 日高 第 号による認可外保育施設改善指導通知書を送付し、  
年 月 日までに を報告するよう指導しましたが、期限  
を経過してなお ありませんので、児童福祉法（昭和22年法  
律第164号）第59条第3項の規定に基づき、 年 月 日までに改  
善するよう勧告します。

については、改善した結果について、同日までに挙証資料を添付の上、文  
書で報告してください。

なお、 については、同日までに文書で改善計画を報告してくださ  
い。

おって、改善がなされない場合や報告がない場合は、児童福祉法に基づき、  
その旨を公表するとともに、事業停止命令や施設閉鎖命令の措置をとる場合が  
あることをあらかじめ申し添えます。

記

改善すべき事項

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

認可外保育施設弁明通知書

あなたが設置する については、 年 月 日付けで改善勧告を  
発したにもかかわらず改善された事実がありません。

については、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）の規定に基づき、弁明の機  
会を付与しますので、弁明すべき事項があれば、下記により 年 月  
日までに弁明書を提出してください。

記

予定される不利益処 分の内容	
根拠となる法令の条 項	
不利益処分の原因と なる事実	
弁明書の提出先	高松市 課
弁明書の提出期限	年 月 日 時

備考 1 弁明書には、貴施設の名称、所在地及び設置者の氏名、弁明の件名  
並びに弁明に係る事案についての意見を記載してください。

- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 弁明に当たっては、代理人を選任することができます。代理人を選任した場合は、高松市聴聞に関する規則（平成6年高松市規則第35号）様式第4号の代理人資格証明書及び委任状の写し等委任の根拠となる書類を提出してください。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、高松市聴聞に関する規則様式第5号の代理人資格喪失届出書を提出してください。
- 5 前2項の場合において、高松市聴聞に関する規則様式第4号及び様式第5号中「聴聞」とあるのは、「弁明」と読み替えるものとします。

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

認可外保育施設 事業停止 命令書  
施設閉鎖

あなたが設置（管理）する について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第5項の規定に基づき、

日 間 の 事 業 停 止  
が改善されるまでの間その事業の停止を命じます。  
施 設 の 閉 鎖

この命令に違反した場合は、児童福祉法第61条の4の規定により、6月以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処せられます。

記

命令の理由

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

認可外保育施設改善勧告書（緊急時用）

あなたが設置する 〇〇〇 の施設の設備及び運営の状況について、 〇〇 年 〇 月 〇 日に立入調査を行った結果、下記の事項については、児童の福祉のため、緊急に改善を図る必要があると認められますので、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第3項の規定に基づき、 〇〇 年 〇 月 〇 日までに改善するよう勧告します。

〇〇 については、改善した結果について、同日までに挙証資料を添付の上、文書で報告してください。

なお、 〇〇 については、同日までに文書で改善計画を報告してください。

おって、改善がなされない場合や報告がない場合は、児童福祉法に基づき、その旨を公表するとともに、事業停止命令や施設閉鎖命令の措置をとる場合があることをあらかじめ申し添えます。

記

改善すべき事項

様式第 1 1 号（第 2 5 条関係）

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

あなたが設置する については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和 6 年 3 月 2 9 日こ成保第 2 0 6 号こども家庭庁成育局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（1 日に保育する乳幼児の数が 6 人以上の施設に係るものに限る。）を満たしているため、その旨を証明する。

施設の名称

施設の所在地

事業開始年月日 年 月 日

設置者

管理者（施設長）

高松市による立入調査実施日 年 月 日

証明書交付年月日 年 月 日

当施設は児童福祉法第 3 4 条の 1 5 第 2 項若しくは第 3 5 条第 4 項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 1 7 条第 1 項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、児童福祉法第 5 9 条の 2 に基づき高松市への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 高松市（ 課）

（TEL - - ）

※この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を上記設置届先に返還すること。

様式第12号(第25条関係)

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

あなたが設置する については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁成育局長通知)に基づく認可外保育施設指導監督基準(児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設(1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。))を満たしているため、その旨を証明する。

施設の名称

施設の所在地

事業開始年月日 年 月 日

設置者

管理者(施設長)

高松市による立入調査実施日 年 月 日

証明書交付年月日 年 月 日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設(認可外保育施設)として、児童福祉法第59条の2に基づき高松市への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 高松市( 課)

(TEL - - )

※この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあっては、従前の証明書を上記設置届先に返還すること。

様式第 1 3 号（第 2 5 条関係）

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

あなたが設置する については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和 6 年 3 月 2 9 日こ成保第 2 0 6 号こども家庭庁成育局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（児童福祉法第 6 条の 3 第 1 1 項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。））を満たしているため、その旨を証明する。

施設の名称

施設の所在地

事業開始年月日 年 月 日

設置者

管理者（施設長）

高松市による立入調査実施日 年 月 日

証明書交付年月日 年 月 日

当施設は児童福祉法第 3 4 条の 1 5 第 2 項若しくは第 3 5 条第 4 項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 1 7 条第 1 項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、児童福祉法第 5 9 条の 2 に基づき高松市への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 高松市（ 課）

（TEL - - ）

※この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を上記設置届先に返還すること。

様式第 1 4 号（第 2 5 条関係）

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

あなたが設置する については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和 6 年 3 月 2 9 日こ成保第 2 0 6 号こども家庭庁成育局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（児童福祉法第 6 条の 3 第 1 1 項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。））を満たしているため、その旨を証明する。

施設の名称

施設の所在地

事業開始年月日 年 月 日

設置者

管理者（施設長）

高松市による立入調査実施日 年 月 日

証明書交付年月日 年 月 日

当施設は児童福祉法第 3 4 条の 1 5 第 2 項若しくは第 3 5 条第 4 項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 1 7 条第 1 項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、児童福祉法第 5 9 条の 2 に基づき高松市への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 高松市（ 課）

（TEL - - ）

※この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を上記設置届先に返還すること。